

## ○公衆浴場の種類

一般公衆浴場
銭湯（地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設であり、入浴料金を知事が統制額を指定している施設）・・・条例第4条第1項
その他の公衆浴場
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場（以下「個室付浴場」）・・・条例第4条第2項
サウナ（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例第4条第3項
ヘルスセンター・健康ランド等の風呂、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設される風呂、エステティックサロンの風呂、酵素風呂、岩盤浴・・・条例第4条第4項

条例：公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

※ 次の場合は許可対象外

- ・病院や介護老人保健施設のデイ・ケアとして使用する浴場、国や自治体による入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場
- ・遊泳プールに付帯する発汗を目的としない採暖室・採暖槽
- ・シャワーのみの施設

## ○構造設備の基準（条例第4条関係別表第1の2）

(1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。	
(2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式の手洗い設備を設けること。	
(3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。	
(4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。	
(5) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水性材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。	
(6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。	
(7) 浴槽は、耐水性材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とする。	
(8) 浴槽内には温度計を備えておくこと。	
(9) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。 ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時において摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合においては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。 イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。	
(10) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。	※

(11) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。	※
(12) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。	※
(13) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。	※
(14) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。	※
(15) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。	※
(16) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。	※
(17) 気泡発生装置等を設置する場合にあっては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。	
(18) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること	※
<p><b>サウナ（蒸気、熱気等を使用するもの）は(1)～(18)に加えて次の基準も満たす必要があります（条例第4条関係別表第3）</b></p> <p>(1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。</p> <p>(2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。</p> <p>公衆浴場における衛生等管理要領（厚生労働省）（Ⅱ第1の10(1)6,7)</p> <p>➤ サウナ室又はサウナ設備には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。</p> <p>➤ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。</p> <p>また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。</p>	

※浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室は適応除外です  
 ※風俗営業等の規制を受ける施設の構造設備基準についてはお問合せください

## ○衛生措置の基準

### 1 一般公衆浴場／その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するものを除く）

・・・条例別表第1の1

- (1) 「入浴設備の衛生管理について」参照
- (2) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

### 2 その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例別表第3の1

- (1) 1（別表第1の1の項各号）に掲げる基準を有すること。
- (2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。
- (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。